

平成 2 6 年 1 2 月 8 日

美里町教育委員会臨時会会議録

平成26年12月教育委員会臨時会議

日 時 平成26年12月8日（月曜日） 午前9時開議

場 所 美里町中央コミュニティセンター 第3研修室

出席委員（5名）

1 番	委 員 長	佐々木 勝 男 君
2 番	委員長職務代行	成 澤 明 子 君
3 番	委 員	後 藤 眞 琴 君
4 番	委 員	千 葉 菜穂美 君
5 番	教 育 長	佐々木 賢 治 君

欠席委員 な し

教育委員会事務局出席者

次長兼教育総務課長	渋谷 芳 和 君
教育総務課課長補佐	寒河江 克 哉 君
学 校 教 育 係 長	小 南 友 里 君

傍聴者 3名

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 美里町学校給食費条例（案）について

本日の会議に付した事件

第1 会議録署名委員の指名

・協議事項

第2 美里町学校給食費条例（案）について

午前9時 開会

○委員長（佐々木勝男君） それでは、全委員出席しておりますので、平成26年12月教育委員会臨時会議を始めることにいたします。

日程第1 会議録署名委員の指名

○委員長（佐々木勝男君） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本日は3番後藤委員、4番千葉委員にお願いしたいと思います。

日程第2 美里町学校給食費条例（案）について

○委員長（佐々木勝男君） 日程第2、美里町学校給食費条例（案）について、事務局から提案の説明をお願いしたいと思います。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） では、私のほうから説明させていただきます。美里町学校給食費条例（案）を12月議会に提案しないことについて、説明いたします。

11月教育委員会定例会におきまして、美里町学校給食費条例（案）についてご審議をいただき、承認をいただきました。しかし、教育委員会には議会に議案として条例を提出する権限がないことから、町長が提案することになります。11月28日と12月4日に開催いたしました庁議において、議案として12月議会に美里町学校給食費条例（案）を提出できるか協議を行い、その中で美里町学校給食費条例（案）と現行と変更の例規との間で矛盾点が見つかりました。その内容は、ただいま配付いたします美里町学校給食費条例（案）意見聴取資料の美里町学校給食調理施設条例をごらんいただきたいと思います。ただいまから配付いたします。

〔委員への資料配布のため、会議を一時中断〕

それでは続けます。ただいまお手元に配付しました資料の中で、現在なんごう幼稚園に、この第2条にあります南郷学校給食センターで調理して給食を提供しております。第1条では、美里町立小学校及び中学校の給食のため、その調理の業務を処理する施設として地方自治法第244条の2、これは公の施設の設置の条項であります。美里町学校給食センター及び美里町学校給食調理場を設置するとあります。この第1条の中には、なんごう幼稚園に給食を提供するという根拠が定められておりません。また、美里町学校給食費条例（案）の本文にも、幼稚園の園児等に対し給食を提供するという条項が欠落しており、園児等に給食を提供する実施根拠がないことから、庁議では議会には提案しないと決定されました。

このことを受けまして、本教育委員会臨時会において、委員皆様から意見を聴取するもので

あります。よろしく協議をお願いしたいと思います。

それから私の発言ですが、8月20日に開催されました8月教育委員会において協議されました学校給食の公会計化についての私の説明の中で、学校給食費の取り扱いについて公会計にするのは町の方針として示されたという説明をいたしております。しかし、これは私の誤った認識でありました。教育委員会事務局として、学校給食費の公会計のこれまでの経緯を調べました。平成22年ころから町内校長会や栄養士会などとの協議を行い、またこれまで議会一般質問等におきまして、たびたび問題視されてきたところであり、これまで教育委員会事務局において会計事務の統一及び徴収管理方法についての課題の整理を進めてまいりました。

このことから学校給食費の取り扱いの公会計化は、教育委員会事務局として実施しなければならない重要な課題として位置づけられております。町の方針としたのは私の誤った認識であり、申しわけございませんでした。訂正させていただきます、以上であります。よろしく協議のほうをお願いしたいと思います。

○委員長（佐々木勝男君） それでは、事務局からいま協議の説明をいただきました。委員の皆さんからご意見をいただいて、このことについてどうするか、意見をいただいてまとめていきたいと思います。

○3番委員（後藤眞琴君） 渋谷課長さんにもう一度確認というより、聞き漏らしたのか、最初は何について協議してくださいという話でしたか。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 要は庁議において、この条例案については12月議会に提案しないという町の決定であります。この教育委員会につきましては、その庁議の決定を受けて、委員皆様から意見を聴取するという形になります。あくまで議案の提案権というのは町長にしかありませんので、それで委員皆様からの意見を聴取することになります。よろしくお願いいたします。

○2番委員（成澤明子君） それでは、美里町学校給食調理施設条例と、これから議会に提案しようとしている学校給食費条例との整合性がないということで見合わせたいということなのでしょうか。つまり、第1条に「美里町小学校及び中学校の給食のため」となっているけれども、実際は幼稚園の給食も提供しているということなので、この整合性をきちんとすれば提出できるということなのでしょうか。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 整合性もあるのですが、美里町学校給食調理施設条例、この条例の改正と、それから学校給食費の根拠となる学校給食費条例、これにつきましても当然幼稚園に給食を提供するという根拠となる条項を入れながら、再度提案していかなければ

ならないと考えております。

○3番委員（後藤眞琴君） なんごう幼稚園に給食を提供していたのが、法的な何の根拠もないということを、教育委員会でいつごろから認識することになったのですか。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） これまでこの条例で幼稚園に給食を提供する根拠がないというのは、今回のこの学校給食費条例のいろいろな審議というか、その後の協議なり庁議の中でこの辺が欠落していたということが判明しておりましたので、今回の条例の協議の中で、ですから今回ということになります。

○3番委員（後藤眞琴君） それでは庁議の協議というのがどういうものかよくわかりませんが、そこで指摘されたというふうに理解してよろしいですか。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） はい、そういうことです。

○3番委員（後藤眞琴君） それでは、このなんごう幼稚園に給食を提供するいきさつについては、教育委員会ではっきりさせておく必要があるのではないかと思います。法律に基づかないで給食を提供していたら、やはりどういういきさつなのか調べてみて、誰にでも説明できるような格好にしておく必要がある、僕自身もわからないので。そうしたら庁議からこういう不備があったという、まさしく不備ですね。教育委員会の認識不足だということで、そのとおり素直に認めて謝罪せざるを得ないですね。認識不足だという以外には、何かありますか。

○4番委員（千葉菜穂美君） なんごう幼稚園はいつから給食になったのですか。合併してからですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） よろしいでしょうか。私の認識としましては、美里町以前で旧南郷町と旧小牛田町が合併する以前から、なんごう幼稚園はオープンしていました。ですので、合併前から給食は提供されていたと認識しております。

○4番委員（千葉菜穂美君） そのときはこれが問題にはならなかったのですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） その件につきましては、旧南郷町時代の条例なり規則なりで定めてあったものだと思いますが、その旧南郷町、旧小牛田町の条例をもとにしまして、美里町に合併する際に新たに条例を作成させていただきました。ですから、その条例の中にそういった文言が欠落していたと、条例のすり合わせの際にそれができなかったというのがいま現在の認識でございます。ですので、旧南郷町時代の条例、規則にそれがあったかどうかということまでは、今の私ども事務局のほうでは調べられなかったところでございます。

○3番委員（後藤眞琴君） 条例に文言がなかった以前に、そういう法的根拠がないのだということを認識していなかったから、条例に文言が入らなかったと捉えたほうが良いのでは。もし

気がついていたら、当然条例の中にそういう文言が入りますよね。ですから、その辺のことはもう素直に認識不足だということを認めて、庁議の決定をそのまま受け入れる。

○委員長（佐々木勝男君） 庁議のとおり認めるということですね。では、その他にご意見ないですか。

○３番委員（後藤真琴君） もう一つ、渋谷課長さんから説明があったのでは、ちょっと変だなと思うのは、８月２２日でしたか、教育委員会に最初に提案してきたのは。

それを踏まえた形で教育委員会としては審議をしてきたわけですね。僕の認識、当然今の渋谷さんから聞くまでは、この給食費条例は町長サイドからしたらどうなのか、アドバイスみたいなものがあって、それを事務局として、それではしましろうという受けとめ方をして、教育委員会に出されたと思うのですね。そういうふうにしておかないと、今までの教育委員会は、これまで余り説明がなかったのではないかと思いますね。ですから、その辺のところと整合性を持たせるためには、やはり事務局としては町長サイドからアドバイスがあったものをしなければならぬと受けとめて、教育委員会に出したものというふうにしておいたほうが、僕としては筋道が立つのではないかと思いますね。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） いま後藤委員さんのほうからご指摘ができましたように、確かにこれは私の誤った認識でありまして、あくまでこれは教育委員会事務局として実施していかなければならない重要な課題と位置づけられておりますので、そういうふうに考えていただければいいかと思います。

○委員長（佐々木勝男君） ほかにご意見がなければ、承認の件について確認をしたいと思います。よろしいですか。

それでは、美里町学校給食費条例（案）ということで、この条例につきましては庁議の指摘どおり、教育委員会としては取り下げを認めると、このことについて賛成の委員の皆さんの挙手をお願いします。

○２番委員（成澤明子君） 提案しないということですか。

○委員長（佐々木勝男君） それではあらためて、美里町学校給食費条例（案）については、提案しないということに、賛成の皆さんの挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（佐々木勝男君） 挙手全員でございます。したがって、美里町学校給食費条例（案）は、庁議の指摘どおり提案しないということになりました。

○３番委員（後藤真琴君） 今後こういう場合に、教育委員会のやり方は不備があるのではない

かとならないように、前もって十分に時間をかけて慌てずにやるようにしないと、「教育委員会何やっているのだ」ということになりかねませんので、その辺は僕たちに自戒を込めないとだめですね。

○委員長（佐々木勝男君） 委員の皆さん、ほぼ同じような意見だと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

美里町学校給食費条例（案）のことについてはいま協議してきた中で、パブリックコメントがあったと思いますが、この件について美里町学校給食費条例（案）については提案しないということの関係で、どういうふうな取り扱いをしていくか、このことについて事務局から説明をいただきたいと思います。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） では、その件につきましては、本日説明員として出席しております小南係長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木勝男君） では、小南係長、お願いします。

○教育総務課係長（小南友里君） それでは、美里町学校給食費条例（案）のパブリックコメント関連資料を本日お配りしていますので、そちらをご覧くださいと思います。

美里町学校給食費条例（案）の本日決定いただいた条例案を提案しないことに基づいて、今回10月10日から11月10日までの32日間実施しましたパブリックコメントの実施状況について、町民の皆さんに公表しなければなりません。その内容の公表の仕方、前回は条例案を提案するという前提のもとに議決いただいたのですけれども、提案しないことになりましたので、その内容についても変わってきますので、変更点を説明したいと思います。

まず、こちら一番上の資料の部分に、まず意見により案を修正の部分は取り下げということでご報告することになります。また、取り下げの理由につきましては、先ほど説明させていただきましたが、提案した学校給食費条例案と現行の例規との間で矛盾点が確認されたので、その整合性を図るため、ということで取り下げるという理由を記載しております。

こちら意思決定の月日は、本日決定いただきましたので、本日12月8日月曜日が、その取り下げを決定した日付になります。

次に実際の理由ですけれども、前回パブリックコメントで出された意見一つ一つに答えるような形で作成していますが、大前提に取り下げる教育委員会の考え方として、取り下げ理由を丁寧に説明した文言をはじめに追加しております。

こちらをまず読み上げさせていただきたいと思います。取り下げる理由について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第11号の規定に基づき、教育委員会では本町の学校

給食に関する事務を管理してきました。しかし、学校で給食費の徴収を行ってきたことにより、教職員の事務が増大し、児童生徒と向き合う時間が減少する傾向にありました。このことを改善するために、町が給食費徴収管理に関する事務を一括して行う公会計化が適正と判断しました。

公会計化するためには、今までの規則運営では不十分であり、地方自治法に基づき条例制定が必要であると考え、条例案をパブリックコメントに付しました。しかし、今回提案した学校給食費条例案と現行の例規との間で矛盾点が確認されたので、その整合性を図る必要があるため、学校給食費条例案を取り下げることとしました。

今回のパブリックコメントの実施につきましては、町民の方々がこの政策の案を理解するための必要な関連資料が不足していたことは否めませんでした。その点についておわびするとともに、今後は政策を理解するための十分な資料を公表したいと思います。」

こちらはパブリックコメントの資料不足の部分についておわびを申し上げる形で、取り下げる理由について、最初に教育委員会の考え方の部分に記載させていただきました。

次に関しては、1番目からはそれぞれのいただいた意見に対して答えていく形になっています。先の定例会でも意見をいただいて作成したものですので、ご確認願います。

〔以下、資料の読み上げにより省略〕

○委員長（佐々木勝男君） 今回のパブリックコメントについて修正する文言が、教育委員会の考え方として示していただきましたので、そのことについて、それぞれの項目、教育委員会の考え方の項目について意見をいただき、この修正する案で回答がよいかどうか、意見をいただきたいと思います。

○3番委員（後藤眞琴君） 最初の取り下げのところの、今回提案した学校給食費条例案と現行の例規との間でとありますけれども、この現行の例規を具体的に、こういうものとの間で矛盾点が確認されましたというふうにしておいたほうが、読む人に丁寧になるのではないかと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 現行の例規という文言がございます。その部分についてより詳しく述べてほしいということですね。例規の名称を、そこに挿入されるということによろしいですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいでしょうか。

いま後藤委員さんがお話しになったのは、事務局から説明があった、学校給食施設条例だけではなく、そのほかの部分の名称も全て入れたほうがよろしいということでしょうか。

その他の規則なども含めて、全ての名称を入れるということですね。

○3番委員（後藤眞琴君） 主だったもので良いのでは。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 主だったもののほかは、などでもよろしいですか。

○3番委員（後藤眞琴君） はい。

○委員長（佐々木勝男君） 1番の項目については、前回同様の文言になっております。

○3番委員（後藤眞琴君） これは資料が公表されていせんとなってますね。それで第5条2項に反するので、このパブリックコメントの手続は無効だと考えますと。政策等の案を作成した目的及び背景、それから政策等の案を理解するために必要な関連資料、こういう資料を公表することにした条項があるので、ここに不十分の部分がかったことを認めるような文言にしておいたほうがいいのでないですかね。だけど一応趣旨、目的を説明してあるのでないかと思うのですね。だから、全部しなかったということを認めても、趣旨とか目的は一部説明してあるので、必ずしも無効とは言えないとする。

そういうことを入れておいたら、このパブリックコメントに質問を寄せた人の趣旨に前向きに答えているように思われると思いますね。

○教育総務課係長（小南友里君） 確かに明確化ということを書いていて、それがこちらとしては公会計化と当たり前のように解釈でもって作成していましたが、読み手にとっては必ずしもそれだけではわからなかったということ、理解いただけなかったということなのでしょうね、わかりました。

○委員長（佐々木勝男君） パブリックコメントの第5条の2の関連ということですね。関連を踏まえて、記述を検討していただきたいと。次の項目は。

○3番委員（後藤眞琴君） パブリックコメントに寄せられた意見で、2つの会計方式の取り扱いについての資料が公表されていせんということで、これも第5条2項に反するということになるので、これも公会計が、教育委員会の意見は負担軽減のためにこの公会計が適正だと判断しましたということで、この2つの会計方式の取り扱いについての資料を公表していなかったことは認めるようなところを入れて、あくまでも教育委員会としては教育現場の負担軽減を重視したので、つけなくてもいいのでないかという判断をしたと入れておいたほうが良い。それでまた、反するのでありますから、必ずしも無効というふうには考えておりませんとかいうことを入れておいたほうが、それに答えるような形の文言で入れておいたほうがいいのでないかと思います。

○委員長（佐々木勝男君） では3番のほうは。

○3番委員（後藤眞琴君） 3番目に行ってよろしいですか。これは最初に認めてありますのでね、資料に不足があったことは否めませんと。次に、教育委員会としてはあくまでも教育現場の負担軽減を、これをもうちょっと強調して、教育現場の負担軽減を最優先として考えたと。

そういうふうに教育委員会の意見を出して、だからそういう観点から見たら公会計化が適正だと判断したと。それでこの費用の面は余り教育委員会としては重視しないで、先生方の負担軽減ということを強調するようにしたほうが説得力があるのではないかと思います。

ですから、負担軽減のためをもっといい言葉があればいいのですけれどもね。教育現場の負担軽減を最優先として考えると、町が給食費を管理する。もちろんもうちょっと大きな視野に立って、給食費の収納についてだとか、いろいろという意見かと思うのですね。ですけれども、それに対して教育委員会はこういう問題を最優先したと。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいでしょうか。

今、後藤委員さんからいろいろとご意見いただいておりますが、11月の定例会で一度これは皆様に意見いただきまして、まとまっております。先ほど小南係長もお話ししたとおり、パブリックコメントそのものを今回取り下げるという前提のもとで、最初に取り下げする理由で、大きな項目をもう載せたほうがいいのかないかなということで説明しました。いま後藤先生のお話を聞いていますと、ここに前段で載せた部分をまた一つ一つの項目に入れたほうがいいのかというような考え方のようなのですけれども、そういったことが必要だということでよろしいですか。

○3番委員（後藤眞琴君） これ僕は今回いただいた資料、行政文書開示請求書と、それから苦情申出書を読んで、やっぱりもうちょっと丁寧に説明しておいたほうがいいのかという考えを持ちましたので、それでこの資料に基づいた丁寧に答えるようにしたほうがいいのかという考えで申し上げます。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） わかりました。では、11月定例会が終了した後、こういった苦情申出書が出ておりますので、定例会で決まったことにプラスした丁寧な説明が必要だということで、いま意見をいただいているということですね、わかりました。了解しました。

○3番委員（後藤眞琴君） そうです。申出書がわからなかったら、別に感じなかったのですけれども。

○委員長（佐々木勝男君） では、3番はいいですか。後でまた全体を振り返りますけれども。

4番のほうに移ります。

○3番委員（後藤眞琴君） まとめて4、5番はこれで良いのではと。

- 委員長（佐々木勝男君） では6番のほうは。
- 3番委員（後藤眞琴君） これも趣旨は住民無視、住民不在でないかということなのですね。
- そうすると、住民も参画した形でこういうことを考えていったほうがいいという趣旨だと思うのです。僕もそれはそうだろうと思うのですが、ここの説明では、PTAの会議の場をかりて、保護者への説明も行っておりますという、これは一方的にこちらが説明するだけだったのですか。
- 次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 小中学校町内で9校ございますので、そのPTA全体会の中の時間をいただきながら、説明を行っております。これは公会計化にしたいという中での意見をいただいております。最後まで公会計化を実施したいという形での意見をいただいております。
- 3番委員（後藤眞琴君） それでお聞きしたいのですね。説明する際には、保護者からの意見をいろいろ出してもらっていると。
- 次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） はい、当然ですね。それに対する質問、ご意見等はいただいております。
- 教育総務課係長（小南友里君） 例えば、大勢の場で言いづらいことなどもある場合も想定して、この場で意見を言わなかった場合も、気づいたら教育委員会に直接電話かけて質問していただいても結構ですよという説明も加えております。当然大勢の前で意見を言いづらいという方などもいらっしゃると思うので、その部分はそういう形で補足する形で、意見は受け付けますのでということもつけ加えたうえで、説明はしております。
- 2番委員（成澤明子君） PTAの全体会で説明されたときに、なかなか言いにくいとはいいいながら、保護者の方から寄せられたお考えというか意見というか質問というか、そういったものはどんなことがあったのでしょうか。
- 次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） お1人の方からの質問だったのですが、学校給食費の未納者に対して、当然学校給食費は町の税金で賄われるのかというような内容でした。それから、2点目は、学校給食費の公会計化を町民のコンセンサスを得ているのかという、この2点について質問がありました。
- 3番委員（後藤眞琴君） その場合、こちらで質問に対して答えは。
- 次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） はい、答えはしております。当然、滞納があった場合については税金で賄うということと、コンセンサス、町民の合意の部分については、とにかく最初に保護者の方の意見をいただきたいという形で、町内の小中学校9校について説明をしてい

るというような答えをしておりますし、最終的な決定というのは、町の議会のほうの議決でこの条例について決定をいただくという内容の説明をしております。

○2番委員（成澤明子君） 保護者の方というのはいろいろな方がおられて、例えば子どもたちに向き合う時間が限られた時間を徴収にあたる、あるいはいろいろなことがあるわけで、そういうことをわかっている保護者の方もいらっしゃるし、それから自分の家で納めなければ、でも何とかなるだろうとお考えの方もあって、自分の家の食材が買うのが大変だけれども、でも給食費だけは納めようとされている保護者の方もあって、いろいろな方がおられる中で、給食というのは、子どもたちにとってはすごく楽しい時間でもあるし、食べることに差がなくて、みんなの子もおいしく食べられるというのはすごくいいと思うのですが、公会計化になっても公会計にならなくても、その徴収というのはなかなか未納者が出てくるとは予想されると思います。公会計化になるから徴収がうまくいくとか、あるいはうまくいかないとかというのは言えないと思うのです。だから、保護者の皆さんも説明を受けても、迷っている部分はみんなあると思いました。

○教育総務課係長（小南友里君） 町民の方のコンセンサスという部分で一つ補足ということで、こちら学校給食の公会計化の部分については、議会でも何度か質問が議員さんのほうから出されており、その質問で議員からも公会計化すべきではないか、また公会計の状況の進みぐあいについての質問が出されています。現在は議会制民主主義の形をとっておりますので、議員さんからの質問というのは、当然住民の方の意向が反映された上での質問を町側に対していただいているというような受けとめをしているところです。なので、そういった質問が何度か出されているということは、一人一人から住民投票で公会計がいいかというような統計をとっているわけではないのですが、議員さんからそういった質問が出ているという部分では、要望が町の中にあって、それが質問という形で出されたと思います。

また、議会でも答弁で町長などが公会計化すべきなのではないかというような答弁をしております。それは当然町の議会の議事録などにもそのように掲載されてございますので、そういったところから当然議論があって、要望があってというような解釈であります。なので、住民のコンセンサスという部分では、議会で質問が出ていることであつたり、そういったことを受けて教育委員会でも話し合いをしていただいたり、町側でもそのような認識を持ってということで動いてきたので、ある程度意見として出てきたものではないかというように認識しております。

○2番委員（成澤明子君） 各学校いろいろな集め方をしていると思うのですが、集金袋

で持ってきて担任の先生が集めるであるとか、あるいは学校によっては金融機関の方が来て集めるであるとか、PTAの役員の方が集めている学校も何校かあるのでしょうか。

○教育総務課係長（小南友里君） はい、ございます。PTAの役員さんが集めているという学校は、中埴小学校や北浦小学校がPTAの役員さんが集める地区集金という形をとっています。

そういったところは未納もなく、PTAの方々の力のおかげで納まっているところでございます。

○2番委員（成澤明子君） そういうところにはPTAの役員になっても、徴収がなくなりますね。あとは、現在のところは例えば未納分については税金での補填はないですね。

○教育総務課係長（小南友里君） 小牛田地域の自校式で行っているところは、皆さんから集めた給食費から支払いを行っていくので、食材費は給食会計の中で行います。

○2番委員（成澤明子君） そうですね。

○3番委員（後藤眞琴君） 6番について、ちょっと読んでみました。今回のパブリックコメントは、美里町パブリックコメント条例に基づき実施し、条例案を公表していますと。ですが、無効になるのだというところ、不十分なところを認めましたよね。

そうすると、ここでこの美里町パブリックコメント条例に基づき実施しとなると、前に認めたところと矛盾してきますよね。完全に美里町パブリックコメント条例に基づかない部分もあったのだけれども、無効とは言えませんというような答えだとして。

ここでは公表していませんが、住民不在のパブリックコメントではないので無効ではないと考えますとなると、この辺のところ、PTAの保護者の方からの意見を聞いていることも入れて、そして次に今回のパブリックコメントは不十分な部分もあったけれども、住民不在のパブリックコメントではないと判断しておりますとか、住民も参加するような配慮はしておりますと。それでパブリックコメント条例に基づかない部分もあったとか入れておいて、住民不在とかではないと考えておりますとしたほうがいいのではないかと思います。

○2番委員（成澤明子君） 後藤さんが話される前に聞けばよかったのですが、意見などの概要なのでお聞きするのですが、6番です。パブリックコメント公募はこれにかわるものはありませんと、「これ」というのはどれを指すのかなということと、もう一つは、「専門的知識などを求めるものです」と、誰が誰に専門的知識を求めるものなのか、わからないままに聞いていました、済みません。これ概要なので、詳しいものがあるかもしれませんから。

○教育総務課係長（小南友里君） 実際のパブリックコメントをいただいた内容を記載しています。

○3番委員（後藤眞琴君） これは小南さんがまとめた資料ですよ。

○教育総務課係長（小南友里君） こちらは、ほぼそのままいただいた文章のとおり入れています。

○3番委員（後藤眞琴君） ありました、前にもらった資料が。

○委員長（佐々木勝男君） 若干、休憩とします。

午後10時10分 休憩

午後10時22分 再開

○委員長（佐々木勝男君） 休憩前に引き続き、会議を始めます。その他、質問がありますか。

○4番委員（千葉菜穂美君） 質問ではないのですが、先日中学校の授業参観のときに公会計のお話を小南さんからありまして、当初私の中では、11月定例会のときはどれぐらい人数が集まるのかなとは思ったのですが、予想していた以上にやはり皆さん関心がありまして、大勢の方が聞きに来ていました。

それで、説明のほうもわかりやすく、小学校で聞いたのにもかかわらずまた中学校でも聞かれた方もいらっしゃるまして、特にそのときはそれが悪いとかいいとかという話はもちろんお互いはしないのですが、いずれはそういう形になるという空気は感じてきました。

それで質問は何も出なかったと思いましたが、町の税金がどうのこうのという前に、給食を子どもたちに楽しく食べてもらうのが一番だと思うのです。だから、そちらを気持ちよく、大人として親として食べさせてあげたいなということの一つと思いました。

今いろいろな質問の中にも、将来は学校給食の無償化などの意見もありますけれども、そういう大きく考えていらっしゃる方もいるのに、何でこういう小さいことで話をしているのかなとちょっと思ったのですが、済みません。

○3番委員（後藤眞琴君） 今の意見、もうちょっと本質的なことも話し合う時間が欲しいですね。それで、先ほどの成澤さんから質問のあった「これにかわるもの」のこれは、これを書いた当事者によりますと、住民参加という意味でパブリックコメントイコール住民参加というわけではありませんよという意味だそうです。

それから、「専門的知識を求めるものです」というのは、パブリックコメントは住民の意見を聞くだけでなく、教育委員会として足りない部分、そういう住民の中に専門的知見を持っている方もいるだろう、そういう人からのきちんとした意見を聞くのもパブリックコメントの中に含まれているのですよという意味だそうです。

それから、住民不在というのは保護者イコール住民ではありませんと言うことだそうです。ですから、ここも例えば、保護者だけ聞いて、住民の意見だと誤解されないようにするためには、不十分なところはありますけれどもという文言で、保護者の意見も聞いておりますというふうに入れておいて、そういう意識を教育委員会が持てばいいのではないかと思います。

○委員長（佐々木勝男君） ほかになれば、次の7番のところに移させていただきます。ないですか。では、次の8番のところ。

それでは意見なければ、全体を通して、パブリックコメントの取り下げも含めて全体を通して何か補足することがあればお願いします。

○3番委員（後藤眞琴君） このパブリックコメント条例の趣旨に添った形で教育委員会がパブリックコメントを実施し、今後は資料などを示すべきだと思います。

○委員長（佐々木勝男君） それでは、美里町学校給食費条例のパブリックコメントについてはご意見をいただきました。修正箇所が出てまいりましたので、このことを追加、修正したものを委員の皆さんに配付するということになりますね。

○3番委員（後藤眞琴君） それ今日やるのですか。

○委員長（佐々木勝男君） 今日はできませんので、配付まではちょっと時間がかかります。

○3番委員（後藤眞琴君） あと文言は担当の方にお任せするようなことで良いのでは。

○委員長（佐々木勝男君） 配付されたものをまた協議の舞台に上げるということまではちょっと考えておりませんけれども、きょう意見として出されたものを盛り込んでいただいて、委員の皆さんのほうに配付をお願いしたい。そのように考えておりますが、よろしいですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいでしょうか。

ただいまの件でございますが、パブリックコメント条例を担当している町の担当者のほうから、できるだけ早目にその回答を出していただきたいというような指摘をいただいております。

ですので今日この教育委員会で、ご提案いただいたものを早急に事務局で修正いたしまして、ホームページなり、あとはパブリックコメントを実施した各施設のほうに配布したいと考えておりますが、それはお認めいただけますでしょうか。

○3番委員（後藤眞琴君） 今日のこの話を十分踏まえて、あとは事務局にお任せしていいのではないかと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 委員の皆さん、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

では、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、協議する案件については以上ですが、次の学校給食費を公会計化するための今後のスケジュールについて報告をさせていただきたいと思います。報告内容につきまして資料が配付されておりますので、そのことについては事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいでしょうか。

それでは、ただいま委員長のほうからお話あったとおり、学校給食費条例に伴う協議をいただきました。ありがとうございます。それで今後の公会計化のスケジュールにつきまして簡単にまとめたものを、本日用意させていただきました。A4版の1枚ものでございまして、学校給食費公会計化スケジュール（案）としたものでございます。これについて若干説明させていただきます。と思っています。

四角い囲みで①から⑦までありますが、ただいま臨時会におきましてこのパブリックコメントの取り下げの協議などをいただきました。今後のことについては②以降になりますけれども、12月の定例会を12月22日ということで前回お決めいただきました。それ以降の流れが書いてあります。それでまず、教育委員会事務局といたしましては、平成27年度からの学校給食費の公会計化を進めさせていただきたいという基本的な考え方であります。それに基づきまして、今後事務を進めるにはこのようなスケジュールになるのではないかなというものを示したものでございます。少々というか、相当日程が厳しい中での事務になるということで、説明させていただきます。

まず、12月定例会におきまして、「新」と書かせていただきましたが、学校給食費条例（案）をもう一度この教育委員会定例会にお示ししたいと思っています。というのは、改めましてパブリックコメントをかけさせていただきたいと考えております。パブリックコメントは、最低30日間、約1カ月間の公募期間が必要となってきますので、1月中旬以降に行わないと3月の議会定例会には間に合わないということになってしまいます。先ほどお話ししたとおり、平成27年度の当初から公会計化を始めるためには、どうしても議会での条例の議決、または先ほどからいろいろと協議いただきました関連する条例の一部改正、または教育委員会で議決いただきます規則の制定、一部改正などが出てきます。そういったことを考えますと、12月の定例会ではパブリックコメントに出す原案を見ていただかなければ間に合わないということになります。その後、年明けた1月から2月にかけてパブリックコメントを実施させていただきまして、その意見などを受けまして、2月中旬ぐらいには教育委員会の、これは臨時会になるのか定例会なのかはまだ定かでないと思いますが、その意見の集約、回答の協議などをいただくこ

とにしなければならないと考えております。

また、それに伴いまして、これは町長と改めて3月の定例議会のほうにその条例を提案する等の協議に入っていきます。その協議に入っていく中で、今回のように町長のほうから議会の議決を求める条例の制定に対して、教育委員会の意見はどうかということを求められます。

そういったことをもろもろ含めて、2月中旬の臨時会もしくは定例会で行わせていただきたいと考えております。

このような手続を踏まえたもので、2月23日になりますけれども、3月定例議会の招集告示が行われます。それまでの間に条例の最終整備などを行っていかなければいけません。また、3月3日から始まる議会で議員の皆様方にお認めいただく、議決いただいた後につきましては、教育委員会におきまして、先ほどもお話ししましたが、条例の施行規則の制定もしくは関連する規則の改正などを審議いただきたいと考えております。そういったことを受けまして、4月1日から学校給食の公会計化ができると事務局のほうでは考えているところでございますので、そのスケジュール案をいまお話しさせていただきました。

この件につきまして何か委員さんのほうからご意見などありましたら、お願いしたいと考えております。

○委員長（佐々木勝男君） スケジュール案について、いま説明をいただきました。では、意見をいただければ。

○3番委員（後藤眞琴君） これをこんなに急ぐ理由は何なのですか。4月1日から公会計化を開始する。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 先ほどもお話ししました、これは教育委員会での決定事項ではなく、教育委員会事務局が考えるスケジュールでございまして、平成27年度から公会計化するためにはこのようなスケジュールになるということでございます。ですので、この教育委員会の場でそのスケジュール以前に、公会計化するためにもっと時間が必要だとか、そういった意見は出てもしかりだと思っておりますので、その点については皆様方のご意見をいただきたいと思います。

○3番委員（後藤眞琴君） いま聞いたのは、4月1日に事務局のほうでしたほうがいいのではないかと考えている理由を聞いたのです。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 理由ですか、間違っていたものはなるべく早目に適正化すべきであると事務局では考えております。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） いま当然なんごう幼稚園のほうに給食を提供しているの

ですけれども、その給食を提供する、実施する根拠がないというのは問題があるということになっておりますので、できれば早く条例化して、その裏づけを持ちたいというのが事務局の考えです。

○3番委員（後藤眞琴君） それはわかるのですけれども、なんごう幼稚園の給食は公的な裏づけがない形で提供しているわけですから、早急に何らかの対策を打たなければならないという、それと何で公会計が一緒にならなければならないのかという、その理由がちょっとわからないのですけれども、その辺のところを事務局のお考えをお願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） よろしいでしょうか。いま後藤委員さんからいただいたご意見をいろいろと考えますと、またもとに戻ると思うのです。振り出しに戻るではないのですけれども、ことしの8月以降教育委員会で話し合われていたことを、またもとに戻さなければならないのかなといま考えました。

○3番委員（後藤眞琴君） 僕の考えを尊重してくれなくて結構ですけれども、ただ僕は今この教育委員会でどうしたらいいのかわかりませんので、事務局がこれを見ると4月1日に開始したほうがいいのだという考えに見えますので、それを参考にした上で、自分の意見を述べただけで、必ずしももとに戻すために質問しているわけではないので、その辺のところ誤解しないでいただきたい。

○2番委員（成澤明子君） 後藤さんのおっしゃったことの中身は、やはりこのスケジュール表で12月定例会があって、2月の臨時会もしくは定例会、そして3月と3回話し合うということになっています。子どもたちの来年度の教育計画も出さなければいけないのではないかと思いますのですが、そういったことがいずれも継続継続の審議で、なかなか十分な時間をとって話していないというもどかしさがあるのではないかと思います。私もすごくあるのですけれども。

そういったことも話さなければいけないのだけれども、こういうことに時間を多くとられているというのが、ちょっと納得がいかないといいますか、私たちがもっともっと考えるべき、会議を持つべき事項があるのかなと思いつつ、この席にいます。

○委員長（佐々木勝男君） 報告ということで、ご意見は求めていますけれども、このところで何をやるかということについては案であり予定です。委員の皆さんのご意見をまずいただいて、事務局で検討してもらいたいと思います。

○3番委員（後藤眞琴君） もう一度、お聞きしたいのですけれども、4月1日に公会計化を開始したほうがいいという考えの理由は。事務局として、それを参考にして僕たちは判断したいと思いますけれども、その辺のところを再度お願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいでしょうか。

事務的な話で申しわけないですけれども、説明させていただきます。いま私会計、公会計という話で進んでおりますが、私会計を公会計にするのに年度途中でできるのかということになりますと、年度途中、つまり7月とか10月とか12月から、私会計だったものを公会計にできるのかというと、不合理な点がいろいろあるかと思います。町の会計年度というのは、ご存じのとおり4月1日からが会計の始まりでございます。ですので、公会計化するのであれば、やはり4月1日を基準日にするべきであろうというのが、私たち事務局が考えているところでございます。

それで、平成27年4月1日と言っておりますが、その4月1日ということを重点的に考えれば、公会計化をするのはやはり来年からではないのかと。それをまた4月1日を大前提にすると、28年度になってしまうかと思います。ですので、これまで町長部局等の協議または議会でのいろいろな質問に対する答弁なども含めますと、27年4月1日から公会計化にすべきではないかというのが、事務局で考えていた案でございます。ですので、事務のスケジュールは大変厳しいのではございますが、年度途中から私会計を公会計に切りかえるというのは、現実的には好ましいことではないという考え方がありましたので、4月1日からということでお話しさせていただいております。

説明になっていないかもしれませんが、それが理由でございます。

○教育長（佐々木賢治君） 4月1日からの実施に向けて、今までたくさん議論していただきました。それで12月の議会で条例を議決いただいて、事務的に進めていこうという工程でいましたが、きょうお話ししましたように、今回は提案できないと、そういう形になってしまいました。それで、4月から実施できるように何とか頑張って、この日程は厳しいですが、当初4月から実施しようという教育委員会の方針を極力お願いしたいなと思います。

現場のことを考えますと、やはり先ほど来、話が出ていますが、子どもたちとのふれあう時間にため、そういった集金事務の、いわゆるこれにかかわる時間を少しでも少なくしようということを最優先事項として、先ほど話いたしました。それをできるだけ早く実現したいなと。それから、責任の所在ですね、お金、今まで事故もなくやってきたわけではありますが、公会計化になるということで、お金の取り扱い、教育委員会で学校に全部お願いをしている形になっておりますが、そういったことなども考慮すると、4月から何とかならないかなと思って、こういったスケジュールを作成させていただきました。

○委員長（佐々木勝男君） あとはご意見がありませんか。

○3番委員（後藤眞琴君） やっぱりちょっと腑に落ちない部分がありまして、これ8月に突然出てきたのですよね。そのとき僕は初めて公会計というこの言葉ですか、それで私会計というのを初めて知った、課長さんから資料をいただいて読んで。それが初めてわかって、その時点で課長さんから実は来年の4月1日から実施するのだというようなお話はなかったのではないかなと思うのですね。きょう初めて、このスケジュールを見て、4月1日となっているから、まあ僕からしたらかなり急ぐなという感じで、その理由を聞いたら、事務的な手続から途中半ば7月とかはできないので、4月1日にできたらしたいと。

その理由はわかったのですけれども、まだ教育委員会として最優先して公会計をよしとしている理由は、先生たちの負担を軽減できるからと。その辺のところは今の教育長さんのお話でわかりましたけれども、ただ本当に軽減できるのかなと。同じように学級費とか集めている学校で、給食費の部分が集めなくて済むと、それを町のほうに納めるという、その部分が減るわけですね。だから、それで本当にこれまでの先生たちの負担が減って、子どもたちと接する時間が多くなるのかなというのも、考えないわけではないですね。でも、教育委員会としての一応理由としては、公会計がいいというのは先生たちの負担を軽減するからと。そこを強調したら、4月1日から先生たちの負担軽減になるから、まあやってもいいのかなという感じはするのですけれども、でも腑に落ちない部分はまだある。

○委員長（佐々木勝男君） 委員にいただいた意見は事務局で再度検討していただきながら、このスケジュールを4月1日から公会計の開始ということについては、では具体的にこのような日程で、定例会及び臨時会とか、そういう設定の仕方では内容の面、どの程度まで検討できるのか、詳細にわたっての検討が出てくるかなというふうに思いますけれども、その辺を踏まえて少し別な角度から検討していただければと思います。報告ということなので、全体としてどうするかということでは協議いたしませんので、ご了解いただきたいと思います。

○4番委員（千葉菜穂美君） これを見ると、保護者への説明会というのがないのですけれども、こういうのはないまま、公会計になりますという形になるのですか。以前の説明では、議会で議決されたら文書を出して説明するというお話でしたけれども、そういう説明会というのはいつされるのですか。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 特にPTAを対象とした説明会というのは再度開くということではなくて、あくまで我々が公会計化に向けての業務をスタートさせるのが、あくまで議会の議決を受けた後でしか当然そういう業務に当たれないので、その議会の議決を得た後に、公会計化の詳しい内容について、学校を通して保護者の皆さんにお知らせしますよというよう

な内容でのPTAでの説明会の内容だったと思うのですが、改めて説明会を開くということは特にお話はしていないと思うのですが。

○4番委員（千葉菜穂美君） 私はされたほうがいいと思います。学校の授業参観とかPTA全体会などに来ていただいて、全員が聞いているわけではないのですけれども、こういう形になりますよというお話だけで、確実に決まりましたということを保護者の方に伝えていただかないと、いつ決まったのみたいな感じに思う方もいらっしゃると思うのですね。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） それで、学校の全体会が開かれる時期というのは限られた時期でしかないということなので、今回2学期が終わるということで、父兄の方の参観に合わせて全体会を設けてもらったというのが今回の説明会の状況です。

○4番委員（千葉菜穂美君） 7月とかからの開始、夏休みを挟んで手続をするという形はどのようなのですか。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） いま先程、寒河江補佐が言いましたように、どうしてもこういう町のいろいろな業務というのは4月1日から始まるので、年度途中から私会計から公会計に移行というのは、なかなか難しいものがあります。

○4番委員（千葉菜穂美君） 済みません、でも総会自体も出席される方が毎年同じなのですよ、中学校とかになると。ですので、4月1日から始めるようにするには、3月に議会で決まり次第説明していただいたほうが、特に人数も集まりやすいのかなと思いました。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 改めて3月に公会計化が決まってから、父兄の方を対象に説明会ということですか。

○4番委員（千葉菜穂美君） 総会だからといって、実際問題集まってくる保護者の方は少ないのですね。ですので、皆さんが多く集まれるように案内を出していただいて、聞いていただいたほうがいいかなと思いました。

○次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 学校のほうの行事の関係もあると思いますので、検討させていただきたいと思います。

○3番委員（後藤眞琴君） 僕も本当にもう議会で決まってから説明するよりも、決まる前に住民に説明する機会はぜひ設けたほうがいいのではないかと。やっぱり住民の問題ですからね。

こう決まったからという説明会ではなくて、自分たちはこういうふうにしたいと思って、こういう予定でいるとか。そのような説明会のほうが住民にとっては十分な説明になるのではないかと思います。

○2番委員（成澤明子君） これから12月から3月まで今年度内に教育委員会の審議事項である

とか協議事項であるとかというものを、やはり多くの時間をかけるものはどれかということも考えていかないと、私たちが何かちょっとした時間で結論を出すということが難しいこともあると思いますので、もしもっと重要なものがあるのであれば、私はあえて来年度の4月から行うということを、このように急ぐ必要はないと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 日程につきましてのただいまご意見いただいたことを認識していただいて、スケジュールを検討していただきたいと思います。きょうは報告なので、ここでこうします、ああしますということの結論は求めておりませんので、よろしくお願いします。

○3番委員（後藤眞琴君） 報告事項だからと言って、これを曖昧にしてはいけない。

○委員長（佐々木勝男君） だから、意見いただいたことを事務局のほうで検討しなければなりません。

○3番委員（後藤眞琴君） これ検討したも、やっぱり4月1日でもいいですとなったら、どういうことになるわけですか。

○委員長（佐々木勝男君） いや、そのことは次回の定例会の中でも協議しなければならない課題になってくると思いますので、ここで意見が出たので、それをきちんと整理していただいて、このようなスケジュールを考えたいというような、次回の定例会の中で再度協議したい、こういうふうに考えます。

○3番委員（後藤眞琴君） 最後に成澤委員の意見に勇気を得ましたので。僕もできたら4月1日にぜひするという考え方はとらないで、もうちょっと余裕を持ってやっていただくといいのではないかと思います。

○委員長（佐々木勝男君） ご意見としていただきました。この件については終わらせることにいたします。

次の4つ目の件ですが、情報公開請求、苦情申出ということについて、報告をお願いしたいと思います。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） では、委員長、よろしいでしょうか。

では、資料を皆様方のほうに配布してあります。行政文書開示請求書、これは裏表でございます。そのほかに苦情申出書といったものをお配りさせていただいているかと思います。委員の皆様方には名前が入ったものをお配りしております。傍聴の方にお話ししておきます。個人情報でございますので、その提出者の名前は伏せさせていただいておりますので、ご了解いただきたいと思います。

まず、このような情報公開の請求が11月定例会後に2件来ております。事務連絡でこうい

った請求を受けているということを委員様方にはお伝えしてあります。

まず、この11月26日、27日にいただきました行政文書開示請求書の内容は、教育委員会の際に委員の皆さんに提示した資料もしくは教育委員会の中で審議している事項に対するものでございます。これについては12月10日、あさってまでに回答したいと考えております。ですので、きょう皆様方に報告させていただいて、あしたにはその文章を起案し、決裁を得て回答を出したいと考えております。

まずこの2件の分につきましては、開示の請求でございますので、その開示に対する公文書、あとは事務局のほうで手持ちとしている資料なども交えて開示する方向で考えております。前にもお話しありましたが、不存在とかの回答はしないで開示するというもの。ですから、メモも公文書だという意味合いのもので、事務局で処理させていただきたいと考えているということを、まず報告させていただきます。

また、11月28日に提出されました苦情申出書につきましては、「美里町苦情取扱規程」という町の決まりがございます。それに基づいて提出されてあるものでございまして、総務課を経由し、教育委員会教育総務課のほうにこの文書が届いているところでございます。この苦情取扱規程によりますと、その担当する課長となっております。これについては教育委員会の場合、教育総務課長ということになりますけれども、その申し出につきまして必要事項を処理結果報告書というもので、総務課長を経由し副町長に提出することになっております。

これについては申し出がなされた苦情に係る事実関係の有無、また事実関係が確認できた場合は、苦情の対象となる職務執行の問題点の有無、また職務の執行については講じた措置などを報告しなければなりません。

この苦情の申し立ての内容につきましては、先ほど各委員様方のほうからパブリックコメントの回答案についてご意見いただきました。その内容にかかわるものでございますので、その部分も含めてこのように教育委員会で協議しておりますということを、総務課長を通じて副町長のほうに報告させていただきたいと考えております。これにつきましても、できればあす、あさって中には行いたいと考えておりますので、そのことを教育委員の皆様方に報告させていただきたいと思っております。これについては、そのようなことがありましたので、処理を行うということの報告でございますので、そのようにご認識いただきたいと思います。

以上でございます。

○3番委員（後藤眞琴君） この苦情申出書、僕は先ほどパブリックコメントのところで申し上げましたように、これを踏まえていろいろお話ししたつもりですので、きょうの教育委員会で

話し合ったことを踏まえて、これに答えるようなふうに考えていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） わかりました。

○委員長（佐々木勝男君） 以上で、本日に議事案件については終了でございます。

ほかに事務局のほうから連絡とかございますか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、1点よろしいでしょうか。

さきの定例教育委員会でお話ししたとおり、来週の火曜日から12月の定例議会が開催されます。本日招集告示がされる予定でございます。それに基づきまして、あさって水曜日の午後3時まで一般質問の受け付けを議会事務局で行っております。その質問に応じて臨時課長会議が開かれまして、その回答の割り振りなどがされることになります。委員皆様方につきましては、前回も行っておりますが、メールなどを通じまして、質問の内容を流させていただきたいと考えておりますので、そのようにご認識いただきたいと思います。

なお、回答につきましては、委員長、教育長と詰めた上で、議会の場で各議員に答えさせていただきたいと考えておりますので、ご了解願います。

○委員長（佐々木勝男君） それでは、以上で平成26年12月美里町教育委員会臨時会を終了させていただきます。ありがとうございました。

午前11時10分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課 寒河江克哉の調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成27年 1月28日

委員長

署名委員

署名委員